

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成25年2月25日(月)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

目 次

1	地域生活支援事業の円滑な実施等について……………	1
2	障害者の社会参加の促進について……………	13
〈資料〉		
1-1	地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）……………	29
1-2	地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況……………	77
1-3	地域生活支援事業（必須事業のうち3事業）の実施状況……………	78
1-4	各事業の実施状況【都道府県別】	
	・移動支援事業……………	79
	・コミュニケーション支援事業……………	80
	・日常生活用具給付等事業……………	84
	・地域活動支援センター基礎的事業……………	85
1-5	情報・コミュニケーション支援の仕組み……………	86
1-6	難病等日常生活用具給付事業と障害者総合支援法の日常生活用具等の関係……………	90
1-7	難病患者等日常生活用具給付事業の対象種目等……………	91
1-8	「地域活動支援センター機能強化事業」の見直しの基本的な考え方について……………	92
1-9	小規模作業所の新体系等への移行状況【推移】……………	96
1-10	小規模作業所の新体系等への移行状況【都道府県別：移行率】……………	97
1-11	小規模作業所の新体系等への移行状況【都道府県別：か所数】……………	98
2-1	聴覚障害者情報提供施設設置状況……………	99
2-2	視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要……………	100
2-3	手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業……………	101
2-4	障害者IT総合推進事業 都道府県別実施状況……………	102
2-5	避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)……………	103
2-6	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況……………	104
2-7	盲ろう者のための支援マニュアル（概要）……………	105
2-8	第22回夏季デフリンピック競技大会ソフィア2013概要……………	113
2-9	第13回全国障害者スポーツ大会「スポーツ祭東京2013」概要……………	114
2-10	第3回アジアユースパラ競技大会（マレーシア2013）概要……………	116
2-11	ソチ2014パラリンピック冬季競技大会概要……………	117
2-12	平成25年度障害者スポーツ関係予算案（概要）……………	118
2-13	地域における障害者スポーツの振興事業の概要等……………	119
2-14	「第13回全国障害者芸術・文化祭やまなし大会」の概要（案）……………	125
2-15	国際障害者交流センターの概要……………	126

2-16	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数	128
2-17	補助犬関係資料	129
2-18	民間事業所の受け入れ義務化要件の拡大について（補助犬）	134
2-19	難病患者等に対する補装具の取扱いについて	135
2-20	障害者自立支援機器等開発促進事業	136
2-21	障害者自立支援機器等開発促進事業と中小企業庁関連事業の連携について	137

1 地域生活支援事業の円滑な実施等について

(1) 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。各自治体においては、このような特性を踏まえ、引き続き、効果的・効率的に事業が展開されるようお願いする。

(2) 平成25年度予算案について

ア 平成25年度予算案について

地域生活支援事業費補助金については、平成25年度予算案において、460億円を確保している。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の施行に伴う必須事業等の追加、今般の予算編成において、個別補助事業の一部及び障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）の事業のうち、引き続き全国の自治体への普及を図る必要があるものはより柔軟に事業を実施できるよう、統合補助金である地域生活支援事業として位置づけたところである。

具体的な事業内容については、参考資料として掲載している「地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）」を参照されたい。

（参考）平成25年度新規事業（案）

【市町村地域生活支援事業（必須事業）】

- 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
 - ・普及啓発に関するイベント・広報など
- 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
 - ・障害者やその家族同士の交流活動（ピアサポート）への支援等
- 市民後見人等を活用した法人後見の支援
 - ・後見人等の業務を適正に担う人材を育成
- 手話等の意思疎通支援を行う者の養成及び派遣
 - ・手話奉仕員の養成

【都道府県地域生活支援事業（必須事業）】

- 意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、又は派遣する事業
- 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業

【対象事業の追加】

- 障害程度区分認定等事務
 - ・障害程度区分認定調査、医師意見書作成、市町村審査会運営
- 発達障害者支援体制整備
 - ・都道府県等の支援体制の整備、家族支援体制の整備等
- 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援
 - ・罪を犯した障害者等の特性や支援方法に関する研修の実施等

等

(3) 地域生活支援事業の今後の方向性と補助金の配分方法について

【今後の方向性】

障害者総合支援法の施行に伴い、法の理念である共生社会の実現に向けて必須事業を追加し事業の充実を図ったところである。法施行後は、①実施体制の確保、②事業内容の充実により、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点課題とする。

また、任意事業については、実施要綱を簡素化して一層の柔軟な実施を可能としている。

【補助金の配分方法】

地域生活支援事業の今後の方向性を踏まえ、補助金の配分方法を見直し、必須事業の実績等を最大限配慮した配分方法への変更を段階的に実施することとしている。

平成25年度においては、

- ・当初配分は前年度当初内示額の9割程度、
- ・追加配分は必須事業の実績等を考慮した

配分をすることを予定している。

(4) 特別支援事業の取扱いについて

地域生活支援事業費補助金においては、必須事業の実施が遅れている地域への支援や実施水準に差が見られる事業への充実を図るために、特別支援事業として優先的に財政支援を行っているところである。

なお、平成25年度における具体的な取扱いは、予算成立後にお示しすることとしているが、平成25年度予算案の内容を踏まえ、平成24年度からの継続事業など真に必要な事業に限定する予定であり、基本的には本年度と同様、各自治体からの協議により行う予定である。

(5) 地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容について

地域生活支援事業実施要綱については、現在、参考資料に掲載した改正を予定して

いる。この一部改正案については、予算成立後、速やかに発出することになっている。

(参考) 主な改正事項

- 障害者総合支援法の基本理念を踏まえるとともに、難病患者等の追加に伴う目的改正
- 障害者総合支援法の施行に伴う、新規必須事業の追加
- 必須事業を明確にするとともに、従来のその他事業を任意事業への位置づけ
- 任意事業については、一層の簡素化
- 個別補助金からの事業追加
- 障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）からの事業追加

(資料1-1) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表 (案)

(6) 地域生活支援事業の適正な実施について

ア 事業者に対する計画的な指導の実施について

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な実施が求められているが、昨年の主管課長会議以降も、日常生活用具給付等事業の不正請求事案が生じていた旨の報告を受けている。引き続き、事業者に対し計画的な指導をお願いしたい。

イ 地域生活支援事業費補助金の補助対象外事業について

地域生活支援事業費補助金の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱において以下のように明記している。

【地域生活支援事業実施要綱（抜粋）】

6 留意事項

(4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。

- ア 地域生活支援事業のうち、交付税措置により行われる事業
- イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

しかしながら、一部の市町村においては、

- 交付税措置されている地域活動支援センターの基礎的事業を「その他の事業」に位置付けている
- 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」や「その他の事業」に位置付けている
- 電話の通話料金や補装具の利用者負担を助成する事業を「その他の事業」に位置付けている

など補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去において見受けられた。

各市町村及び都道府県においては、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認していただくよう、引き続きお願いする。

ウ 障害特性に配慮したサービス提供の推進について

関係団体から、事業者との契約において契約内容を点字もしくはテープ等で提供するなど、障害特性に配慮した取組を推進してほしい旨の意見が寄せられている。各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

(7) 地域生活支援事業における利用者負担について

平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについても、昨年の課長会議等においても検討をお願いしたところである。

また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の成立により、平成24年4月から、負担能力に応じた利用者負担とすることが法律上も明確化されたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いも踏まえ、地域生活支援事業に係る負担能力に応じた利用者負担について検討をお願いしたい。

特に、コミュニケーション支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

(資料1-2) 地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況

(平成24年度)

(8) 必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組について

地域生活支援事業については、障害者総合支援法において、市町村が必ず実施しなければならない事業が定められている。この必須事業については、移動支援事業やコミュニケーション支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが位置づけられているが、平成23年度末時点においても未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業を未だ実施していない市町村においては、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いするとともに、各都道府県においては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

(資料1－3) 地域生活支援事業（必須事業のうち3事業）の実施状況

(資料1－4) 各事業の実施状況【都道府県別】

(9) 移動支援事業について

ア 効果的・効率的なサービス提供について

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で適切な利用時間を設定するなど、サービスを真に必要とする者に適切に提供されるようお願いしたい。

また、実施要綱において示しているように、市町村が作成した委託事業者リストから利用者が事業者を選択できるような仕組みとするなど利用者の利便性に配慮するとともに、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組についてもお願いしたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、活用を図られたい。

イ 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業について

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業については、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本盲人会連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用についても検討されたい。

(10) 意思疎通支援の強化等について

ア 障害者自立支援法におけるコミュニケーション支援事業について

障害者自立支援法におけるコミュニケーション支援事業については、法律上必須事業として、全市町村で実施することになっているため、市での実施率は、98%であるが、市町村全体の実施率は、76%(平成24年3月31日現在)となっている。

また、コミュニケーション支援事業の主な事業ごとの実施率は、手話通訳者派遣事業は75.5%、手話通訳者設置事業は29.9%、要約筆記者派遣事業につい

ては51.1%という状況であった。

コミュニケーション支援事業については、これまで市町村域又は都道府県域を越えた手話通訳者や要約筆記者の派遣等に課題があることから、市町村域又は都道府県域を越えて手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業に対しては、地域生活支援事業の特別支援事業(「コミュニケーション支援充実強化事業」)として優先的に支援することとしていた。

また、コミュニケーション支援事業の円滑な実施には人材の養成が重要であることから、地域生活支援事業の特別支援事業である「コミュニケーション支援従事者ステップアップ研修事業」及び「コミュニケーション支援従事者養成研修促進事業」において、優先的に支援することとしていた。また、平成24年度から社会福祉法人全国手話研修センターにおける手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修を全国8ブロックで実施できる体制を整えたところであり、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしてきたところである。

今後、地域生活支援事業の特別支援事業の具体的な取扱いについては、別途お示しすることとするが、社会福祉法人全国手話研修センターにおける現任研修については、平成25年度も引き続き実施するので、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしたい。

イ 障害者総合支援法の意味疎通支援関連事業について

障害者自立支援法における地域生活支援事業で実施してきた手話通訳等を行う者の派遣又は養成を行う事業については、

- 市町村と都道府県が行う事業の専門性の差異が明確ではなく、市町村と都道府県の役割分担が明確でないこと
 - 広域的な派遣等について都道府県の関与が明確ではなかったこと
- 等の課題があったため、障害者総合支援法における地域生活支援事業では、これらの課題を解消する観点から、意思疎通支援の強化を図っている。

また、今回の改正では、障害者自立支援法第77条第1項第2号に規定されている「手話通訳等」を障害者総合支援法第77条第1項第6号において「意思疎通支援」と名称を改正しているが、障害者と障害のない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障害者への手話通訳、要約筆記に限られず、盲ろう者や視覚障害者への触手話、指点字、代読、代筆等や、知的障害や発達障害等のある人とのコミュニケーションや、重度の身体障害者に対してコミュニケーションボードなどを使用することによる意思の伝達などもあるため、概念的に幅広く解釈できるようにしている。

従来、実施してきた手話通訳等を行う者の派遣又は養成を行う事業の課題解消のための意思疎通支援の強化の主な内容については、以下のとおりである。

(ア) 市町村と都道府県の役割分担の明確化

障害者総合支援法の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65の9の3及び第65の14の4において、市町村と都道府県の具体的な役割分担を明確に区分したところである。

このことにより、市町村と都道府県が行う意思疎通支援を行う者の養成については、市町村と都道府県の必須事業になるとともに、その役割分担については、

- 市町村は、手話奉仕員の養成
- 都道府県は、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行うことになる。

また、市町村と都道府県が行う意思疎通支援を行う者の派遣について、その役割分担については、

- 市町村は、手話通訳者及び要約筆記者の派遣
- 都道府県は、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣のほか、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等や専門性の高い分野など市町村が派遣できない場合などにおける手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行うこととなる。

(イ) 広域的な対応が必要なものの都道府県事業の必須化

広域的な派遣については、市町村では派遣することができない場合があるなどの課題があったため、「意思疎通支援を行う者」の派遣について、都道府県の必須事業として、

- 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業
- 意思疎通支援を行う者（手話通訳者及び要約筆記者）の派遣に係る市町村相互間の連絡調整

を新たに追加している。

ここで、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業は、（ア）で述べたとおり、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣のほか、手話通訳者及び要約筆記者の派遣において複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等や専門性の高い分野など市町村が派遣できない場合などへの派遣を想定している。

また、都道府県が手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を担うことにより、市町村域を越えた派遣が市町村において適切に実施されると考えている。

これらの改正を行うことにより、市町村で実施が難しかった市町村域や都道府県域を越えた広域的な派遣や専門性の高い分野などへの派遣が実施可能となり、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立と社会参加が一層促進することになると考えている。

現在、関係団体等からなる検討会において、意思疎通支援を行う者の派遣に係るガイドラインを検討中であり、その具体的な内容については、年度末までに各都道府県等にお示しすることとしているが、このガイドラインを参考に各自治体において意思疎通支援関係の事業が適切に実施され、各自治体におけるサービスの差異が解消されることを期待しているところである。

(資料1－5) 意思疎通支援の強化について

ウ 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成において留意すべきこと

- 事業の実施については、視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努めること。
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと。
- 視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、円滑な事業の実施に努めること。
- 知的障害、失語症、高次脳機能障害など意思疎通が困難な者に対する支援についても意思疎通支援事業で実施可能であるため、事業実施について配慮されたいこと。
- 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大都市等の特例により、指定都市及び中核市においても必須事業となること。
具体的には、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣について必須事業として行うこと。

エ 要約筆記者の養成及び派遣について

要約筆記者派遣事業については、奉仕員養成事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者を派遣することとしていたが、平成23年度から新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成、派遣することとなったところである。

なお、平成25年度からは、当事者や関係団体のご意見も踏まえ、要約筆記者を派遣する事業については、原則として要約筆記者を派遣することにするが、要約筆記者と同等と認められる要約筆記奉仕員（市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者）も当面、派遣することができることとしている。（手話通訳者の派遣についても、同様の取扱いとする予定である。）

また、平成25年度予算案においても引き続き社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに要約筆記者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、各都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣されたい。

オ その他

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の附則では、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について、施行後3年を目途に見直しの検討を行うこととされており、今後、障害者及びその家族等の意見を反映させるための必要な措置を講じつつ、検討を進めていくこととしている。

(11) 日常生活用具給付等事業について

ア 日常生活用具給付等事業の適正な実施について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成23年度実績ではほぼ100%の実施率に達している。

本事業については、地域の特性や利用者の状況などに応じて柔軟に事業を実施できる仕組みとなっていることから、市町村においては、引き続き各地域における障害者の実情等を十分に考慮し、国から以前示された参考例によらず、地域の障害者のニーズを十分に踏まえ、必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

また、本事業については、事業費が高額となっており、年々増加傾向にあることから、安定した事業運営を図るためには事業実施上の効率化が必要となっているため、市町村においては、過去に国が定めた価格や方法にとらわれることなく、例えばストーマ装具の購入価格につき複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するなど、より効率的な事業の執行に引き続き努められたい。

イ 日常生活用具給付等事業の耐用年数の取扱い

日常生活用具の耐用年数については、各自治体の判断により決めていただいているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となったなどの場合は、耐用年数に限らず、日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

ウ 難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

(ア) 難病患者等日常生活用具給付事業について

難病患者等日常生活用具給付事業は、難病患者等居宅生活支援事業の一つとして、難病患者等のQOLの向上のために平成9年から開始されており、難病患者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的に実施されている。

平成25年4月1日から施行される障害者総合支援法において、障害者及び障害児の定義に難病等が追加されることに伴い、難病患者等日常生活用具給付事業は、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業と補装具費の支給で対応していくこととなる。

(資料1-6) 難病患者等日常生活用具給付事業と障害者総合支援法の日常生活用具と補装具の関係

(イ) 日常生活用具給付等事業の対象者について

障害者自立支援法に基づく日常生活用具給付等事業の対象者は、各市町村の判断において、身体障害者障害程度等級表などを参考に決めているところであるが、平成25年度4月からの障害者の範囲に難病患者等が含まれることとなるため、

障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業の対象者についても難病患者等を追加していただくよう配慮願いたい。また、各市町村においては難病患者等であると確認できた場合には、身体障害者手帳の有無に関わらず、給付の可否を判断していただきたい。

給付の可否を判断する際には、医師の診断書のほか保健師などによる訪問調査を経て難病患者等の症状の確認を行うことなどが考えられる。

また、難病患者等日常生活用具給付事業において給付実績がある場合は、難病患者等日常生活用具給付事業を担当していた課室等とも連携を図りながら給付の可否を判断することも考えられる。

(資料1-7) 難病患者等日常生活用具給付事業の対象種目等

(ウ) 難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目の取扱い

難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目である便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、歩行支援用具（手すり、スロープ等）、電気式たん吸引器、ネブライザー、移動用リフト、居宅生活動作補助用具、特殊便器、訓練用ベッド、自動消火器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）については、平成25年4月から障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業において、難病患者等に対し給付等することになる。

特に、難病患者等日常生活用具給付等事業の給付種目である「動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）」については、国から示している参考例には明記されていないが、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業における「在宅療養等支援用具」に該当するため、対象種目として取り扱っていただくよう配慮していただきたい。また、訓練用ベッドは、国から示している参考例では障害児のみが対象となっているが、障害児のみを対象としないよう配慮していただきたい。

(エ) 既に難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目を給付されている難病患者等の取扱い

既に難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目を給付されている難病患者等から、修理不能により用具の使用が困難になったことなどのため、障害者総合支援法に基づく日常生活用具の給付申請があった場合には、これまで給付されていたことを踏まえ対応していただきたい。

(12) 地域活動支援センターについて

ア 地域活動支援センターの安定的な運営の確保について

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられてい

る。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

イ 地域活動支援センター機能強化事業の適正な実施について

地域活動支援センター機能強化事業は、地域活動支援センターへの専門職員の配置等その機能の充実強化を図るため、基礎的事業に加え実施する事業であり、充実強化を図る部分について地域生活支援事業費補助金の補助対象としている。

しかしながら、国庫補助対象経費の実支出額の算定に当たり、基礎的事業に係る経費を機能強化事業に含めて計上している事例が過去に会計検査院の現地検査において指摘されている。

各市町村においては、平成21年12月15日付事務連絡「地域活動支援センター機能強化事業の見直しの基本的な考え方」も参考にしながら、適正な実施を引き続きお願いしたい。

また、機能強化事業の事業内容や事業費の設定に当たっては、地域生活支援事業実施要綱において定めている機能強化事業の事業例（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）や過去の全国会議資料で例示されている機能強化事業の補助額にとらわれることなく、地域の実情や利用者のニーズを踏まえて、適切に、事業内容及び事業費を設定されるようお願いしたい。

(資料1-8) 「地域活動支援センター機能強化事業」の見直しの基本的な考え方について (平成21年12月15日事務連絡)

(13) 小規模作業所について

小規模作業所については、サービスの質の向上や事業の安定的な運営を図る観点から、平成24年度まで基金事業により、法定事業への移行支援策を講じてきたところであり、平成24年4月時点で92.5%が新体系等へ移行している。

なお、小規模作業所の運営費については、地域活動支援センターと同様、地方交付税制度により、一定の財源が保障されているので、適正な補助水準を確保するようお願いしたい。

(資料 1 - 9) 小規模作業所の新体系等への移行状況 (推移)

(資料 1 - 1 0) 小規模作業所の新体系等への移行状況【都道府県別：移行率】

平成 24 年 4 月時点

(資料 1 - 1 1) 小規模作業所の新体系等への移行状況【都道府県別：か所数】

平成 24 年 4 月時点

2 障害者の社会参加の促進について

(1) 情報・コミュニケーション支援について

ア 視聴覚障害者への情報提供体制について

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、障害者基本法第22条（情報の利用におけるバリアフリー化等）において、「国及び地方公共団体は、障害者等が円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策を講じなければならない」、「災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする」と規定されたように、より一層の充実が求められている。

こうした中、視聴覚障害者情報提供施設については、東日本大震災直後から被災地へ手話通訳者等の派遣や、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地支援本部の活動支援など、視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の地域における拠点としての機能を果たしたところである。

今後も災害時における被災者の安否確認や避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

しかしながら、聴覚障害者情報提供施設は、「障害者基本計画（平成14年12月閣議決定）」に基づき、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題をまとめた「重点施策実施5か年計画（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）」において、全都道府県での設置を目指しているにもかかわらず、平成24年12月末現在、全国で44施設（指定都市を含む。）の設置に留まっている。

未設置の道府県におかれては、早急に設置いただくようご検討いただきたい。

(資料2-1) 聴覚障害者情報提供施設設置状況

平成21年度補正予算の「視聴覚障害者情報提供設備基盤整備事業」により、
○ 社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営していた「ないーぶネット」（点字データ及び点字・録音図書目録のオンライン利用システム）と「びぶりおネット」（点字・録音図書ネットワーク配信システム）を視覚障害者情報総合システム「サピエ」として統合整備し、より身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようにした（平成22年4月から運用開始）ほか、

(資料2-2) 視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

○ 全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作機器を整備し、地域の聴覚障害者への映像情報等の提供を推進したところである。

視聴覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、引き続き視聴覚障害者情報提供施設に整備した機能の有効活用をお願いしたい。

なお、基金事業において実施していた「音声コード普及のための研修」につい

ては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行により、地域生活支援事業の対象拡大が行われ、市町村の必須事業として「障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修・啓発を行う事業」が追加されることから、平成25年度以降は、この事業を活用し、音声コードの普及を促進していただきたい。

イ 点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用

点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用については、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱に示す基準額により算定することとなっているが、平成25年度においては、点字図書館等事務費のうち一般事務費の基準額を改正することとしている。

その改正の中身については、平成25年1月24日に閣議決定された「平成25年度予算編成の基本方針」における「地方公務員の給与については、平成24年度から実施されている国家公務員給与の平均▲7.8%の削減措置に準じて必要な措置を講ずるよう地方公共団体に要請するとともに、それを反映して、平成25年度予算における地方交付税や義務教育費国庫負担金等を算定する。」ことを踏まえ、都道府県等の地方自治体が設置する点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設における一般事務費の基準額を減額することを予定している。

また、国際障害者交流センターにおいて「災害時視聴覚障害者支援リーダー養成研修事業」の研修修了者を活用して、地域における実践的救援訓練を実施した場合には、加算で評価する予定としている。具体的な基準額等については、今後、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱を改正する際にお示しする。

また、身体障害者保護費国庫負担金については、平成22年度の決算検査報告により、不適切な支出が認められているため、各自治体においては、引き続き、適正な事務処理に努めていただきたい。

ウ 手話通訳者等の人材養成について

都道府県や市町村において開催される手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成及び手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し実施しているところである。

これらの研修については、平成24年度から、講師養成研修（手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成）については、全国規模で開催し、また、現任研修（手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修）については、開催地を京都市（社会福祉法人全国手話研修センター）以外にも拡充し、全国規模で開催しているが、引き続き全国規模での実施を予定しているので、積極的に受講者を派遣されるようお願いしたい。

また、平成25年度から手話奉仕員養成研修事業が市町村地域生活支援事業の必須事業として実施されることになるが、新たに社会福祉法人全国手話研修センターに委託し、手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業を実

施することとしているので、積極的に受講者を派遣していただくようお願いしたい。

(資料 2 - 3) 手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業

エ 障害者 I T 総合推進事業について

情報バリアフリー化の推進については、障害者基本計画において、I T の活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者の I T の利用・活用の機会拡大を図り、障害者の社会参加を一層推進するため、地域における I T 支援の総合サービス拠点となる障害者 I T サポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を総合的に行う「障害者 I T 総合推進事業」を積極的に実施していただくようお願いしたい。

(資料 2 - 4) 障害者 I T 総合推進事業 都道府県別実施状況 (平成 24 年度実績)

(2) 災害時における視聴覚障害者支援・対策について

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした災害時要援護者の避難対策については、各市町村において策定することとされている「避難支援プラン」の全体計画(平成 19 年 12 月 18 日府政防第 885 号/消防第 421 号/社援総発第 1218001 号/国河防第 563 号通知)をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段(専用通信やインターネットなど)の活用による通信の確保への配慮を、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援について配慮をお願いしたい。

(資料 2 - 5) 避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について (例)

さらに、被災した障害者支援を行った関係団体によると、被災した視聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具をはじめとする障害福祉施策に関する情報を持たない者も多くいたと報告されていることから、日頃より福祉制度に関する情報提供や周知を行うよう配慮をお願いしたい。また、避難所・福祉避難所及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いしたい。

なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（平成20年6月：日本赤十字社＞国内災害救護＞資料で見る国内災害救護に掲載）をお示ししているところであるので参照されたい。

（3）盲ろう者向け福祉施策について

ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進について

視覚及び聴覚に障害を併せ持つ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、全都道府県において実施していたところであるが、平成25年4月から「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」は、地域生活支援事業において、都道府県の必須事業になるため、引き続き、全都道府県で実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても速やかに実施するよう留意していただきたい。なお、指定都市及び中核市において盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が実施されるまでの間、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられなくなることはないよう都道府県と連携するようご留意いただきたい。

平成23年10月1日から重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービスである「同行援護」が施行されたが、ご承知のとおり、盲ろう者に対するコミュニケーション支援は、触手話や指字など視覚障害者(児)への支援方法とは異なるものであることから、多くの盲ろう者に対する支援は、都道府県地域生活支援事業の必須事業となる「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」において、利用者に対する適切なアセスメントにより、引き続き実施する必要があるため、今後とも本事業の推進が図られるようお願いしたい。

また、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」についても、平成25年度から、地域生活支援事業において、都道府県の必須事業となるので、全都道府県において、実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても実施するよう留意していただきたい。

なお、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」においては、各都道府県が盲ろう者の当事者団体である盲ろう者友の会などに委託して実施していることから、各都道府県において、研修時間数や研修内容等にバラツキがみられるため、現在、当事者や関係団体からなる検討会において、養成研修マニュアルを作成中であるため、今後は、このマニュアルを参考に養成研修の実施に努めていただきたい。

(資料2-6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

イ 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施について

平成22年度及び平成23年度において、盲ろう者の障害特性に対応した生活訓練等の確立を図るため、国立障害者リハビリテーションセンター内にて、宿泊型生活訓練が可能な機関及び関係団体が協同して宿泊型のモデル事業を実施し、盲ろう者のための支援マニュアルが作成されたところである。

(資料2-7) 盲ろう者のための支援マニュアル (概要)

(4) 障害者スポーツの振興等について

ア 障害者スポーツの振興について

障害のある人もない人も共にスポーツや文化芸術活動に参加することは、国民の障害への理解と認識をさらに深めるものである。

特にスポーツについては、「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)」が平成23年6月24日に公布、平成23年8月24日に施行されたところであり、このスポーツ基本法では、新たに基本理念として、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じて必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と規定されている。

また、障害者基本法第25条においても「国及び地方公共団体は、障害者が円滑にスポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。」とされている。

各都道府県においては、関係機関・団体及びスポーツや文化、教育等の担当部局と連携の上、各種大会等の開催や障害者スポーツ指導員の養成、選手団の派遣等について、引き続きご協力いただきたい。

〈参考〉平成25年度の主な障害者スポーツ大会について

- | | |
|---|----------|
| ① 第22回夏季デフリンピック競技大会ソフィア2013
(開催期間：平成25年7月26日(金)～8月4日(日)) | (資料2-8) |
| ② 第13回全国障害者スポーツ大会(スポーツ祭東京2013)
(開催期間：平成25年10月12日(土)～10月14日(月)) | (資料2-9) |
| ③ 第3回アジアユースパラ競技大会(マレーシア2013)
(開催期間：平成25年10月26日(土)～10月30日(水)) | (資料2-10) |
| ④ ソチ2014パラリンピック冬季競技大会
(開催期間：平成26年3月7日(金)～16日(日)) | (資料2-11) |

基金事業において、地域における障害者スポーツの裾野を広げるための取組を行う事業として実施可能であった「障害者スポーツ特別振興事業」や「体育館等バリアフリー緊急整備事業」については、平成24年度末で終了となる。

なお、「障害者スポーツ特別振興事業」で実施してきた「障害者スポーツ競技者と実際の競技を通して障害者スポーツに触れる機会等をつくる取組」については、地域生活支援事業の「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」において引き続き実施することができるので、都道府県及び市町村においては、本事業を積極的

に活用していただくとともに、障害者スポーツに対する国民の理解を深めるため、広報誌等を活用した普及啓発の一層の推進をお願いしたい。

ウ 平成25年度の障害者スポーツ予算案等について

(ア) パラリンピック選手等トップアスリートの支援

平成25年度予算案においては、パラリンピックやデフリンピックといった国際競技大会でのメダル獲得に向けたトップレベル選手に対する特別強化を目的とした選手の育成強化のための予算を前年度と同額程度確保するとともに、第22回夏季デフリンピック競技大会、第3回アジアユースパラ競技大会及びソチ2014パラリンピック冬季競技大会に日本代表選手の派遣を行うこととしている。

(資料2-12) 平成25年度障害者スポーツ関係予算案(概要)

(イ) 障害者スポーツの裾野を広げる取組

共生社会を実現するためには、障害者の自立と社会参加を一層促進することが重要であると考え、障害当事者の身近な地域で気軽に障害者スポーツに取り組める体制を整備することは、障害者の社会参加の機会を確保することに重要な役割を果たすとともに、共生社会の実現に資することになる。

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(第二次)(平成23年3月15日閣議決定)では、「障害者スポーツ振興のため必要な環境整備を図るとともに、障害者スポーツの指導者の育成等の在り方について検討する。」こととされている。また、「スポーツ基本計画(平成24年3月30日文部科学省)」では、「国は、スポーツ団体が実施するスポーツ指導者の養成・活用に関する需要を把握するとともに、スポーツ指導者の効果的な活用方策の検討を行い、その成果を全国に普及・啓発する。」こととされている。

これらを踏まえ、平成25年度予算案では、地域において、障害者スポーツの指導者の利活用も図りながら、「自主的・自発的・継続的に障害者スポーツに取り組む組織体制の構築やネットワークの確立」を図るため、全国を8ブロック(北海道、東北、関東、北信越、中部・東海、近畿、中国・四国、九州)に分け、都道府県・指定都市障害者スポーツ協会等に事業を委託の上、「地域における障害者スポーツの振興事業」を実施していただくこととしている。(この事業は、国から公益財団法人日本障害者スポーツ協会への補助により実施することとしている。)

(資料2-13) 地域における障害者スポーツの振興事業の概要

(5) 文化芸術活動の振興について

障害者芸術・文化祭については、平成13年度より、都道府県と共催で毎年、都道府県の持ち回りで開催しているところであるが、平成28年度から国民文化祭の開催

都道府県において全国障害者芸術・文化祭を開催することを原則としているので、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会のように、国民文化祭と障害者芸術・文化祭の連携を図ることにより、障害者への理解を促進するよう努められたい。（平成24年3月28日付障害保健福祉部長通知「障害者芸術・文化祭について（一部改正）」にて各都道府県あて周知済み。）

なお、基金事業において、美術館等における障害者の芸術作品等を含めた展覧会等の開催などを支援し、文化芸術活動を通じた障害者の社会参加を推進する「障害者文化芸術活動等特別啓発事業」については、平成24年度末で終了となるが、当事業の内容については、引き続き地域生活支援事業の「文化芸術活動振興事業（平成24年度まで実施してきた芸術・文化講座開催等事業の名称を変更）」において実施することができるため、積極的に活用していただくとともに、障害者の文化芸術活動に対する国民の理解を深めるため、広報誌等を活用した普及啓発の一層の推進をお願いしたい。

〈参考〉

- 第13回全国障害者芸術・文化祭やまなし大会
平成25年度は、山梨県において大会が開催される。
(開催期間：平成25年12月6日(金)～8日(日)を予定)

(資料2-14)

(6) 「国際障害者交流センター」の活用について

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催するほか、障害者はもとより障害のない者も利用可能な多目的ホールや会議室、宿泊室を備えた施設である。

(詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。)

各都道府県においては、積極的な施設利用及び関係機関への周知について、引き続きご協力をお願いしたい。

併せて、平成24年度より、災害時に障害者への支援をサポートするボランティアリーダーを養成する「災害支援ボランティアリーダー養成研修事業」に加えて、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等の対応方法を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成する「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」を実施しているため、関係機関への周知及び積極的な参加をお願いしたい。

(資料2-15) 国際障害者交流センターの概要

(7) 行政機関における視聴覚障害者への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）が平成23年8月5日に公布・施行され、第3条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」とされ、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層の配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外にFAX番号又はメールアドレスの周知

[参考1] 内閣府HP

- 「身につけよう心の身だしなみ」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasai.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」（絵で見る心の身だしなみ）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考2] 国土交通省HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

<http://www.mlit.go.jp/common/000043355.pdf>

(8) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第24回試験（平成24年度）の合格発表が平成25年1月31日（木）に行われたところである。（資料2-16）

第25回試験（平成25年度）についても、全国3会場において、学科試験と実技

試験を2日間の日程で実施する予定としており、各都道府県等においては、関係機関、団体への周知をお願いしたい。

第25回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成25年10月5日(土) [会場:東京、大阪、熊本]

実技試験 平成25年10月6日(日) [会場:東京、大阪、熊本]

(9) 身体障害者補助犬法について

ア 身体障害者補助犬受け入れマニュアルの作成等について

身体障害者補助犬法については、平成24年10月に施行後10周年を迎えたところであるが、補助犬の同伴を受け入れる義務がある不特定かつ多数の人が利用する民間施設等において、受け入れが拒否される事例があるなど、未だ補助犬に関する社会的認識の定着が不十分な状況が見受けられるところである。

こうした状況を踏まえ、身体障害者補助犬法が成立してから、10年という節目の平成24年5月22日に、身体障害者補助犬を推進する議員の会主催の「身体障害者補助犬法10周年記念シンポジウム」が開催されたところである。

その中で、医療機関においては、特に身体障害者補助犬の同伴拒否が多いという課題があることから、現在、国において、関係団体等からなる検討会において、「身体障害者補助犬受け入れマニュアル(仮称)」を作成しているところである。マニュアルについては今年度中に作成する予定としており、作成後には各都道府県等に周知するとともに、厚生労働省のホームページにおいても掲載することとしているので、衛生部局等との連携による医療機関に対する周知に努めていただくとともに、身体障害者補助犬を使用する者の社会参加が円滑に進むよう、身体障害者補助犬の普及・啓発等に活用していただきたい。

また、補助犬に関する国民の理解を一層促進するため、平成22年11月に、補助犬普及啓発用のポスター、リーフレット及びステッカーを作成し、各都道府県等に配布したところである。

各都道府県等においては、積極的に掲示及び配布を行っていただくほか、職場研修等で使用していただき、その周知徹底を図られるようご協力をお願いしたい。

なお、リーフレット及びステッカーについて再配布の必要がある自治体におかれれば、個別に依頼されたい。

[参考] 厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

(資料2-17) 身体障害者補助犬法の概要

イ 民間事業所における身体障害者補助犬受け入れ要件の拡大について

身体障害者補助犬法第10条第1項では、「政令で定める数」以上の労働者を雇

用する事業主（国等を除く。）は、その事業所又は事業所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないことが規定されている。

上記「政令で定める数」は、身体障害者補助犬法により1人以上の身体障害者等を雇用する義務を負うこととなる事業主が雇用する労働者の数のうち最小の数を勘案して定めることとされており、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の改正（平成24年6月20日公布、平成25年4月1日施行）」により、障害者雇用率を2.0%に引き上げることから、当該「政令で定める数」は、障害者雇用率2.0%の下で事業主が1人以上の身体障害者等を雇用する義務を負う50人に改められる。

そのため、平成25年4月1日から、50人以上の常用雇用労働者がいる事業所は、その事業所に勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこととなるため、身体障害者補助犬を使用する障害者からの苦情や相談等に対応する際には、留意されたい。

また、各都道府県等におかれては、管内事業所及び身体障害者補助犬使用者等に対し、本改正内容の周知徹底を図られるようご協力願いたい。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成25年4月1日施行）

- 障害者雇用率の改正（1.8% → 2.0%）
- 受け入れ事業所規模の改正（56人 → 50人）

（資料2-18）民間事業所の受け入れ義務化要件が拡大

（10）補装具について

ア 難病患者等に対する補装具の取扱いについて

（ア）難病患者等に対する補装具費の支給

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わるため、難病患者等についても補装具費の支給対象となる。

そのため、市町村は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、従来、難病患者等日常生活用具給付事業により給付してきた「車椅子」、「電動車椅子」、「歩行器」、「意思伝達装置」、「整形靴」を障害者総合支援法に基づく補装具として必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要がある。

なお、上記5種目以外のその他の補装具についても、支給の申請が行われることとなるため、市町村におかれては、窓口において丁寧な対応が求められる。

（イ）難病患者等に対する補装具費支給の申請等

① 補装具費支給の申請について

市町村は、難病患者等から補装具費支給申請書の提出とともに、障害者総合支

援法の政令で定める疾病に該当するかを判断するため、医師の診断書等の提出を
求めることとする。なお、特定疾患治療研究事業（56疾患）対象者は、特定疾
患医療受給者証の写しで代替することができることとする。

② 補装具費支給の決定について

難病患者等に対し、障害者総合支援法に基づき支給する補装具については、他の身体障害者と同様に身体障害者更生相談所の判定を経て市町村が決定又は医師作成の補装具費支給意見書により市町村が決定することとする。

なお、難病患者等日常生活用具給付事業では、車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴について、難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱の要件を満たした難病患者等に対して保健師又は市町村職員による訪問調査を経た上で状態を把握し、市町村長が真に必要と認めた者に給付しているという実態があるため、日常生活上の必要性については、難病患者等の状況に応じて保健師と連携することも必要である。

また、既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子、電動車椅子、歩行器、
意思伝達装置、整形靴を給付された者から、再支給・修理の申請があった場合には、
補装具費の支給決定が認められないことがないようにする必要がある。その際、支給決定は迅速に行うことができるように配慮していただきたい。

③ 難病患者等に対する補装具の取扱いで配慮すべきこと

○ 車椅子

難病患者等は、その症状が日内変動する者もいるため、歩行の可否のみで判断することなく、症状の変化に配慮し、症状がより重度である状態をもって判定する必要がある。

なお、日常には不要な機能まで取り付けて使い勝手が悪くならないように、生活実態を十分に確認した上で、移動手段としての有効性を的確に判断することに留意する。

○ 電動車椅子

電動車椅子については、申請者の来所（又は身体障害者更生相談所の職員による訪問）により、身体障害者更生相談所において医学的判定を行った上で、支給の判定を行うこととなる。

その際、身体障害者更生相談所において、使用者及び他の歩行者等の安全を確保するため、操作訓練、使用上の留意事項の周知等についてしっかりと指導を行うことが必要である。

また、支給に際しては、症状の悪化を予防するという観点も踏まえ、車椅子ではなく電動車椅子を認めるといった配慮も必要である。

○ 重度障害者用意思伝達装置

難病患者等日常生活用具給付事業において、意思伝達装置の対象者は、「言

語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者」となっているが、現行の補装具費支給事務取扱指針では、「重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者」となっているため、言語機能の障害のみでは、重度障害者用意思伝達装置が支給できないこととなるため、難病患者等の対象者は、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者とする。

筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが確実に診断された場合には、早期支給を行うように配慮する必要がある。

○ その他の補装具の取扱い

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえについては、原則、身体障害者・児と同様に支給決定の可否を決定することとなるが、難病の性質・特性に配慮した上で、必要に応じて身体障害者更生相談所の助言を求めることとする。

(資料 2 - 1 9) 難病患者等に対する補装具の取扱いについて

(ウ) その他

今後、難病患者等に対する補装具の取扱いについては、「補装具費支給事務取扱指針について（平成 1 8 年 9 月 2 9 日障発第 0 9 2 9 0 0 6 号障害保健福祉部長通知）」の一部改正を行うとともに、事例収集等を行った上で、Q & A を示す予定である。

イ 補装具費の基準額等の改定について

第 1 0 回補装具評価検討会（平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日）において、物価変動等により毎年改定を行っていた補装具費の基準額を障害福祉サービス等報酬改定と合わせて行うことので了承されていたことから、平成 2 5 年度は補装具費の基準額改定については行わない。

なお、完成用部品については、現在、新規指定や価格の変更等について、業者からの申請を受け付けたところであり、補装具評価検討会での議論を経た上で、別途通知を発出することとしている。

ウ 介護保険との適用関係について

補装具費と介護保険制度との適用関係について、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費として支給して差し支えないこととしている（平成 1 9 年 3 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障

害福祉課長連名通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照)ので、適用に当たっては、障害者の年齢のみによって介護保険給付を優先適用させることなく、障害者の個別の状況を判断の上、適切な取扱いが行われるようお願いしたい。

エ 耐用年数の取扱いについて

平成22年度の補装具告示改正で車いすの耐用年数を5年から6年へ延長したところであるが、耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、使用状況によっては実耐用年数が異なることから、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律的に適用することなく、実情に沿った対応が行われるよう十分に配慮願いたい。

オ その他の取扱いについて

近年、盲人安全つえを使用して外出している視覚障害者が、他の歩行者の不注意等で盲人安全つえを破損する事例が少なからず報告されている。

その際、視覚障害者にとって必要な盲人安全つえが届くまでに時間を要することから、当事者の方々からスペアを支給して欲しいとのご要望があるところである。補装具費支給取扱指針(平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)では、「補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができるとあるが、視覚障害者の社会参加の機会を確実に確保するため、市町村においては、盲人安全つえについて、普通用(当事者の方が身近な地域を移動する際に必要)と携帯用(バスや電車などの公共交通機関を利用する際の乗車時に他の乗客に配慮して折り畳む必要がある)それぞれについて補装具費の支給を行うよう配慮していただきたい。

(11) 障害者の支援機器等について

ア 障害者自立支援機器等開発促進事業について

障害者の自立や社会参加を支援するためには、支援機器や技術開発の促進を図ることが必要であるが、障害者の自立支援機器の開発(実用的製品化)が進んでいない状況にある。

このことから、国の予算事業として平成22年度から実施してきた「障害者自立支援機器等開発促進事業」は、マーケットが小さく事業化が困難である、あるいは技術開発は終了しているが経費的な問題からモニター評価が行えないといった理由から、実用的製品化が進まない機器について、障害当事者によるモニター評価等を義務付けた実証実験等を行うことで、障害当事者にとって使いやすく適切な価格で販売される機器を、企業が障害当事者と連携して開発する取組に対して助成を行い、もって、障害者の自立や社会参加の促進に資することを目的としている。

今年度までに、採択事業のうち、5件が実用的製品化に結びついている。

平成25年においても、引き続き採択テーマに沿った開発については、補助を行うとともに、当該事業については、平成24年度から中小企業庁の事業とも連携を図り実施することができるようにしているので、各都道府県等におかれては商工労働部局や関係機関等に積極的な周知をしていただきたい。

(資料2-20) 障害者自立支援機器等開発促進事業

(資料2-21) 障害者自立支援機器等開発促進事業と中小企業庁関連事業の連携について

イ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて

障害当事者や介護者等から、補装具を含む福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要なとされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムについて、(公財)テクノエイド協会が構築し、平成22年2月から運用しているのでご活用いただくとともに、引き続き関係団体や関係機関等への周知に配慮願いたい。

なお、基金事業の「障害者自立支援機器普及促進事業」については、平成24年度末までの実施となるが、本システムを活用して障害当事者の福祉用具に対するニーズについて、自治体職員におかれても情報提供をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-needs.net/>)

ウ 障害者の支援機器の取扱いについて

これまでFMラジオを通じてテレビ放送の情報を入手していた視覚障害者が、平成23年7月のテレビ放送の地上デジタル放送化に伴い、FMラジオを通じた情報入手が困難となっていた。

この状況について、視覚障害者当事者団体や多くの自治体からも改善策として、地上デジタル放送に対応したラジオの開発を求める要望が多く寄せられたところである。

これらの要望を踏まえ、厚生労働省並びに総務省の助成事業を活用し、地上デジタル放送に対応し、かつ、視覚障害者が容易に使用できるよう配慮されたラジオが完成し、販売が開始されたところである。

地デジ対応ラジオについては、視覚障害者の日常生活上の情報を保障するとともに、社会参加が促進されるものであり、日常生活用具の「情報・意思疎通支援用具」に該当すると判断することも可能である。

実際に、福島県相馬市、千葉県成田市など、既に日常生活用具として給付している自治体もあるため、各市町村においては、これらの自治体の対応も参考とした取組をお願いしたい。

〈資料〉

平成25年2月25日現在での案であり、今後変更することがある。

地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表 (案)

(下線部が改正部分)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">各 都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業の実施について</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条及び第78条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成18年10月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、本事業を実施するとともに、管内市町村に対して周知徹底を図るなど本事業の円滑な実施について協力を賜りたい。</p>	<p style="text-align: center;">各 都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業の実施について</p> <p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条及び第78条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業について、今般、別紙1のとおり「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成18年10月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、本事業を実施するとともに、管内市町村に対して周知徹底を図るなど本事業の円滑な実施について協力を賜りたい。</p>
<p style="text-align: center;">改正 平成18年6月18日 改正 平成19年3月28日 改正 平成21年3月31日 改正 平成22年3月25日 改正 平成23年3月30日 改正 平成24年4月5日 改正 平成25年〇月〇日</p>	<p style="text-align: center;">改正 平成18年8月1日 改正 平成19年6月18日 改正 平成20年3月28日 改正 平成21年3月31日 改正 平成22年3月25日 改正 平成23年3月30日 改正 平成24年4月5日 改正 平成25年〇月〇日</p>

別紙2

<p>別紙 1</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、別紙2に記載する通知を廃止する。</p> <p>地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して地域で暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>(1) 市町村地域生活支援事業（略）</p> <p>(2) 都道府県地域生活支援事業</p> <p>都道府県を実施主体とする。</p> <p>ただし、発達障害者支援センター運営事業は指定都市を含む、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は指定都市及び中核市を含む。</p> <p>なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 市町村地域生活支援事業</p> <p>障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、</p>	<p>別紙 1</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、別紙2に記載する通知を廃止する。</p> <p>地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>(1) 市町村地域生活支援事業（略）</p> <p>(2) 都道府県地域生活支援事業</p> <p>都道府県を実施主体とする。</p> <p>ただし、発達障害者支援センター運営事業は指定都市を含む。</p> <p>なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。</p> <p>また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 市町村地域生活支援事業</p> <p>障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日</p>
--	---

<p>必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会を提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（以下「任意事業」という。）及び社会福祉法人、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。また、障害程度区分認定等事務に要する経費を補助する。</p>	<p>日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会を提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。</p>
<p>〔必須事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 理解促進研修・啓発事業 (別記 1) イ 自発的活動支援事業 (別記 2) ウ 相談支援事業 (別記 3) エ 成年後見制度利用支援事業 (別記 4) オ 成年後見制度法人後見支援事業 (別記 5) カ 意思疎通支援事業 (別記 6) キ 日常生活用具給付等事業 (別記 7) ク 手話奉仕員養成研修事業 (別記 8) ク 移動支援事業 (別記 9) ケ 地域活動支援センター機能強化事業 (別記 10) <p>〔任意事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔障害程度区分認定等事務〕 (別記 11) 〔任意事業〕 (別記 12) 	<ul style="list-style-type: none"> ア 相談支援事業 (別記 1) イ 成年後見制度利用支援事業 (別記 2) ウ コミュニケーション支援事業 (別記 3) エ 日常生活用具給付等事業 (別記 4) オ 移動支援事業 (別記 5) カ 地域活動支援センター機能強化事業 (別記 6) キ その他の事業 (別記 7)
<p>(2) 都道府県地域生活支援事業 専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣を行う事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行う事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、任意事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。</p>	<p>(2) 都道府県地域生活支援事業 専門性の高い相談支援事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。</p>